

2012年7月 4日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市東部沿岸地域の集団移転について緊急要望

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

代表世話人 綱島 不二雄

事務所 仙台市青葉区大町2丁目5-10

御譜代町ビル305号室

TEL 022(399)6907

仙台市東部沿岸地域の防災集団移転促進事業対象の被災住民に対して、市当局は7月9日までに、今後の住まい方をどうするのか、住宅の再建方法や移転先の希望について、再度、「申出書」の提出を迫っています。

しかし、住民からは、「どこの集団移転地が、どの程度費用がかかるのか、土地の譲渡価格も目安しか示されていない。未確定要素が多すぎるのに、態度を決めろ。といわれても、決められない」「復興公営住宅の家賃が高すぎる」など、切実で、厳しい意見が寄せられています。

こうした意見を尊重して、慎重に丁寧に作業をすすめていくべきです。住民の合意がなければ、集団移転は進みません。拙速でスリムなすすめ方をすれば、住民の合意は得られません。住民を追い立て、おいつめるすすめ方にならないように、特に今、必要な項目に絞って緊急に要望します。

記

1、移転するにあたって、どれくらいお金がかかるかが、被災者にとって一番の課題です。移転する先の土地の購入価格も、これまで住んでいた土地の市の買い取り価格も、どちらもまだ、確定していません。仮定の価格の段階で、購入したり、賃借したりを決定するのは困難です。圃場整備事業などによって宅地を用意する六郷地区、七郷地区、石場地区、田子西隣接地区（田子西地区西側・福住町北側）、岡田地区（上岡田地区・南福室地区・雑子袋地区）も含めて、7月9日以降の移転希望先の変更を認めること。

2、復興公営住宅の家賃設定が高すぎるので、集合住宅タイプも戸建て住宅タイプも、もっと家賃を低くすること。また、青葉区追廻地区から新田市営住宅に集団移転した住民に対する市独自の減免の実績もあるので、当面の間、被災者への市独自の減免制度を設け、そのことを周知徹底し、被災住民を安心させること。

3、市は、戸建てタイプの復興公営住宅の家賃の想定額をかなり高く提示しました。そのため、希望しているのに、申出書に反映できなかった被災者が多くいます。戸建ての復興公営住宅の建設戸数をもっと増やすこと。また、現在、予定している以外にも、戸建て復興公営住宅用地を圃場整備で生み出すこと。

4、丁寧で慎重な対応で住民の理解と納得が進むよう、担当職員の過重労働にもならないよう、さらなる専門家集団、人員体制を確保して、対応すること。また、六郷・七郷・高砂の旧支所跡もしくはその周辺に、それぞれ復興事業局の出先公所を設け、正規職員を配置して、住民の要望や相談に日常的に対応すること。

以上